

旭指監第256号
平成31年 3月25日

指定障害福祉サービス事業者等
(日中活動サービス系) 様

旭川市長 西川 将人
(福祉保険部指導監査課担当)

通所系サービスの送迎業務における生活支援員等と送迎員との兼務の取扱いについて(お知らせ)

通所系サービスの送迎業務における生活支援員等(事業所ごとに配置すべき職種に限る。加算等による配置職種は除く。)と送迎員の兼務をしている場合の取扱いについては、これまで勤務表でも明確に区分し記載し、生活支援員等の時間を明確にしてきたところです。

先に開催した集団指導において疑義のありました「生活支援員等における送迎に係る勤務時間」の取扱いについて、厚生労働省へあらためて照会したところ、次のとおり助言があったので、今後の取扱いについてお知らせします。

原則としては従前の取扱いのとおり、勤務表でも明確に区分けすることが必要です。

ただし、次に該当する場合は、送迎に係る時間を生活支援員等の勤務時間に含めることができることとします。

- 1 送迎の際、乗降時に生活支援員等が介助支援を行っている場合。
- 2 送迎車両に介助員として同乗(運転業務は行わない。)し、介助支援を行っている場合。

<勤務時間に含めることができない場合>

- ① 送迎の際に利用者の乗降時などに介助が不要で、生活支援員等が運転業務のみ(運転席から乗降等を見守るだけ)を行う場合。
- ② 運転業務専門の職種で雇用された者(送迎以外の時間において、生活支援員等として勤務しない者も含む。)の勤務時間。

<p>【担当】旭川市福祉保険部指導監査課(障がい担当) 電話：0166-26-1111(内線5129,5118) FAX：0166-25-9090</p>
